

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現行						
別表 補償基礎額表							別表 補償基礎額表						
医師、 歯科 医師又は 薬剤師と しての経 験年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上	医師、 歯科 医師又は 薬剤師と しての経 験年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	7,005 円	8,709 円	11,427 円	12,969 円	15,510 円	16,539 円	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	6,877 円	8,600 円	11,420 円	12,960 円	15,500 円	16,529 円
学校薬 剤師の 補償基 礎額	6,105 円	7,197 円	8,916 円	10,422 円	11,433 円	11,826 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	5,664 円	6,564 円	8,001 円	9,650 円	10,845 円	12,016 円
備考							備考						
1 〔略〕							1 〔略〕						
2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。							2 〔同左〕						
(1) 〔略〕							(1) 〔略〕						
(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年							(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年						
(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年							(3) 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 2年						
(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年							(4) 〔同左〕						
(5) 旧大学令による大学院又は研究科							(5) 〔同左〕						
							(6) 〔同左〕						

の第1期の課程を修了した者 2年 3・4 [略]	3・4 [略]
-----------------------------	---------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表（経験年数が25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分及び備考2を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例別表（経験年数が25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分及び備考2に限る。以下この項において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の別表（経験年数が25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。